

法廷で裁かれる日本の戦争責任

(筆者は訴訟事件の担当弁護士です)
(その3)

法廷で裁かれる日本の戦争責任

⑨

関釜朝鮮人従軍慰安婦・ 女子挺身隊公式謝罪訴訟

山本 晴太



関釜裁判は一〇人の韓国人女性が日本国への謝罪と賠償を求めて起こした裁判です。そのうち三人は日本軍「慰安婦」として性奴隸の苦役を強いられた人たち、七人は女子勤労挺身隊員として一〇代前半で軍需工場での重労働を強いたれた人たちです。原告の多数が釜山とその近郊に住んでいたため、原告が参加しやすい山口地裁下関支部に一九九二年一二月二十五日に提訴しました。

これまで提起された数十件の戦後責任訴訟では、国際法、日本国憲法、国家賠償法、民法、相手国の民法、条理などを根拠に各弁護団が様々な法的主張を展開してきました。しかし、戦後責任訴訟が問いかけてているのは、原告が受けた被害を放置することが正義に適うのか、過去の植民地支配や侵略戦争の精算もできない国が平和を希求する国家として国際的な信頼を受けることができるのか、という正義観、歴史認識の問題です。これに比べれば法的構成は技術的な問題にすぎません。

そこで、本稿でも紙幅の許すかぎり、まず原告の訴えに耳を傾けたいと思います。

原告の訴え

原告の河順女（ハ・スニヨ）さんは、一九三七年の春、一九歳のころ、日本人と朝鮮人の男性から「金儲けができる仕事があるのでついてこないか」と誘われました。河さんは貧しく、住み込み家政婦をしてようやく生活をしていましたので、どんな仕事をするのかわからないままついて行つてしましました。河さんは上海の「陸軍部隊慰安所」の看板のある長屋に連れて行かれました。二人がやつと寝ることができる程度の窓のない小部屋をあてがわれ、そこに日本の陸軍の軍人が入つて来て河さんを殴つて服を脱がせようとした。河さんは悲鳴を上げて逃げようとしたが、部屋の戸には鍵がかかっており、逃げることができませんでした。

その日から約八年間、河さんは毎日朝九時から夜二時まで、軍人との性交渉を強要され続けました。金をもらつたことは一度もありません。炊事・洗濯だけの仕事をさせてくれるよう主人に懇願しましたが、そのたびに激しく殴られました。ある日、どうしても耐えられずに慰安所から逃げ出しましたが、主人に見つかって連れ戻され、約五〇セントの棒の棒で体中を殴られ、最後に頭を殴られ大出血を

しました。

朴頭理（パク・トゥリ）さんは数えで一七歳のころ、朝鮮語と日本語を話す男が家を訪ねてきて、「日本の工場でお金になる仕事がある」と勧誘しました。朴さんの家も非常に貧しかったので、日本で働けば父母を養いながら嫁に行けると思って、日本に行くことを決めました。

朴さんは一〇人くらいの村の娘と一緒に釜山から船に乗せられて台湾の慰安所に連れて行かれました。朴さんを誘つた男は慰安所の主人だったのです。主人は朴さんに客を取れと言いました。朴さんは逃げようとしたが、言葉も道もわからず、頼る人もない台湾で逃げることはできませんでした。朴さんが男と接したのはそのときが初めてでした。

朴さんは台湾にいる五年間の間、一日一〇人前後の男の相手をさせられました。性交渉の相手のほとんどは日本の軍人で、日本軍の部隊が移動するときはトラックで一緒に移動しました。朴さんも慰安所から金をもらつたことが一度もありません。慰安所の食事は粗末で、食べたい物を買おうお金もなく、あまりの空腹のため慰安所の近くのバナナ園のバナナを取つて食べ、バナナ園や慰安所の主人からひどくたたかれたことがあります。

李順徳（イ・スントク）さんは、満一七歳のころ、夕食の準備のため畦道で蓬を摘んでいたとき、四〇歳くらいの朝鮮人の男から「そんなことをしているよりも、自分につ

いてくれば、履物もやるし着物もやる。腹一杯食べられるところに連れて行つてやる」と誘われました。李さんも家が貧しく、食べることに精一杯の生活を送っていましたので、その男の誘いに応じついていくことに決めました。李さんは両親に挨拶してから行きたいと言いましたが、その男は時間がないと言つて同原告の手を取つて引っ張つて旅館に連れて行きました。旅館の部屋は外から鍵がかけられ、同じ年齢の娘たち一四、五人が泣いていました。翌日、日本軍の軍人たちが李さんたちを列車に乗せて三日かけて上海の日本陸軍の駐屯地に連れて行きました。

李さんたちは木と筵でつくられた小さな小屋に一人ずつ入れられました。その小屋に年配の将校が入つてきて、李さんに執拗に性交渉を迫り、これに抵抗することができなくなつた李さんを三日間にわたり毎晩強姦しました。李さんも異性と接するのはこれが初めてでした。その後、多くの軍人が最初は暴力で強姦し、抵抗することをあきらめた李さんは一九四五年八月の解放の時まで約八年間、平日は八、九人、日曜日は一七、八人の軍人の相手をさせられました。

ある日、一人の兵隊が自分と約束しているのになぜ他の男と寝たのかと李さんを責めたて、軍靴で李さんの腹を蹴り上げ刀で背中を斬りつけました。李さんの腹部は裂け、その傷跡は今も鮮明に残っています。しかし李さんは傷の治療を一週間受けただけで軍人との性交渉を強要され続け

ました。（ユ・■■■）

柳 ■■■

（ユ・■■■）さん、朴 ■■■

（パク・ソ■■■）さ

ん、朴 ■■■

（パク・ス■■■）さん

の三人は四四年に富山

の不二越の工場に連れて行かれました。当時柳さんは満一

六歳、朴 ■■■

さんは一三歳、朴 ■■■

さんは一二歳でした。

朴 ■■■

さんと朴 ■■■

さんを勧誘したのは国民学校の教師、

国民学校を中退していた柳 ■■■

さんを勧誘したのは地域の

区長でした。彼らは日本の女学生が働いているところや生

け花をしている写真を見せ、日本に行けば働いて金を稼げ

る上に女学校に通学し習い事をすることができると言いま

した。家が貧しく女学校など夢にすぎなかつた彼女たちは

希望に燃えて勧誘に応じました。

しかし、富山の不二越工場では飛行機部品製造の重労働を毎日させられました。それは今まで日本人の大人の男が担当していた作業で、作業中に怪我をする者が続出しました。朴 ■■■ さんも、もう少しで指を切断してしまうような怪我をしました。しかも食事が貧しく、魚や肉は一度も出たことはなく、いつも腹を空かせていました。その上、週に何回も空襲警報が鳴り、そのたびに防空壕に駆け込んで震えていました。

結局、女学校どころか、勉強をさせてもらつたことも一度もなく、一円の給料をもらうこともありませんでした。

李 ■■■ （イ・■■■）さん、姜 ■■■ （カン・■■■）さんの三人は沼津の

東京麻糸工場に連れていかされました。当時李さんたちは満一二歳でした。勧誘したのは国民学校の担任の教師たちで、「給料も高いしゆつくり勉強ができる」「どうせみんな行くことになるのだから早く行つた方がよい」などと説いていました。李さんたちは先生の言葉を疑うことなど知らず、勤労挺身隊に志願しました。

しかし、東京麻糸工場も飛行機部品をつくる重労働で、食事はさつま芋中心の粗末なものでした。幼い李さんたちは家が恋しく、空腹で、いつも泣いていました。その上数日に一回は空襲があり、空襲警報が鳴るたびに防空壕に逃げ込んでいましたが、ついに工場と寄宿舎が爆弾の直撃を受けて全焼してしまいました。

李さんたちも同年配の日本人の少女が田舎に疎開していくなか、空襲の標的の軍需工場で戦争に行く大人の男子工具の代わりの労働をさせられたのです。勉強や習い事ができなかったのはもちろん、給料ももらつていません。

梁錦徳（ヤン・クムトク）さんは、満一二歳だった一九四三年五月ころ、学校を訪れた憲兵と日本人の校長の「体格が良く頭が良い子が、日本に行つて働けば、金もたくさん稼げるし女学校にも入れる。帰つてくるときは、家一軒買える金を持って帰れるようになる。行きたい者は手を上げろ」という説明を聞いて手を上げました。クラスの全員が手を上げたので、先生が九人の生徒を選びましたが、その中に梁さんも入っていました。親の印鑑を押さねばなり

ませんでしたが、両親は激怒して反対したので、親の印鑑を密かに持ち出して担任の教師に渡しました。

梁さんが連れて行かれたのは、名古屋の三菱名航道德工場でした。梁さんも女学校にも行けず、給料ももらえませんでした。毎日空腹をこらえながら、日の丸に「神風」と書かれた鉢巻きをして飛行機の部品への塗装の作業をさせられました。部品を洗うアルコールが目に入りひどく痛みましたが、何の手当でもしてもらはず、現在でも視力が半減しています。

軍需工場は毎日のように空襲を受け、梁さんたちは防空壕に逃げ込んでいましたが、一九四四年末には東南海地震に遭い、梁さんは生き埋めになりました。梁さんは九死に一生を得ましたが、同郷の友人を含む挺身隊員六人が死亡しました。

国の賠償責任を認めた一審判決

山口地裁下関支部では七年間に二〇回の弁論が開かれ、一九九八年四月二七日に一審判決が出されました。その内容は、元「慰安婦」原告についてのみ国に三〇万円の賠償を命じるものでした。

三〇万円という金額を聞いて原告たちは激怒しました。韓国でも、国の賠償責任を認めた初めての判決であることを評価する一方、三〇万円という金額は韓国人の人格を軽

視する民族差別だと批判する声が上がりました。しかし、三〇万円という金額は原告の被害そのものに対する賠償額ではありません。判決は軍隊「慰安婦」制度を「徹底した女性差別、民族差別思想の現れであり、女性の人格の尊厳を根底から侵し、民族の誇りを踏みにじるもの」と厳しく断罪しています。そして、「慰安婦」制度への国の関与を認められた河野官房長官談話から三年後の九六年八月までは国は元「慰安婦」の被害を賠償するための特別立法をすべきであったと指摘し、「将来の立法により被害回復がなされることを考慮して、判決まで一年半余り原告たちを違法に待たせたことへのペナルティーとして三〇万円の賠償を命じたのです。

つまり、判決は被害回復立法の遅れについての損害賠償を命じて早期の立法解決を国会に促し、立法の具体的な内容は国会に委ねて三権分立に配慮したのです。

法律的な説明は本誌前号の藍谷邦雄弁護士の解説をはじ

めとする本特集の他の記事に譲りますが、戦後補償裁判には「国家無答責」「時効・除斥期間」という法律上の大きな壁があります。後に二〇〇〇年前後に始まる中国人強制連行事件の各弁護団がこれらの壁に果敢に挑んで掘り崩して行くのですが、一九九〇年代前半にはこれらは容易に越えがたい壁だと思われていました。そのため、閔釜裁判を含む多くの訴訟では、原告もこれらの壁を回避する法律構成を工夫して法律的な主張を構成しました。閔釜裁判の一

審判決もそのような流れの中の判決です。勤労挺身隊原告への賠償を否定したことはもちろん不十分であり、軍「慰安婦」原告に関する部分も今からみると非常に技巧的な感じがしますが、なんとか「国家無答責」や「時効・除斥期間」を回避して原告の訴えに応えたいという裁判官の良心と英知を感じることができます。

しかし、一審判決に対し国は控訴し、二〇〇一年三月二九日の広島高裁判決は一審の原告勝訴部分をすべて取り消し、原告らの請求を棄却しました。そして最高裁判所は二〇〇三年三月二十五日の決定で原告の上告を棄却しました。提訴以来一年間を経て、原告たちの無念を裁判で晴らすことはできませんでした。また、下関支部の裁判官の英知に満ちた判決を維持することもできませんでした。

謝罪も賠償もしようとしない日本政府

その後、政府が閔釜裁判の一審判決が命じた立法を推進することはませんでした。韓国人・朝鮮人・台湾人・中国人、フィリピン人などの軍「慰安婦」・強制労働の被害者から提訴が相次ぎましたが、それらについて行政的・立法院的に解決することもありませんでした。野党議員から国会に戦後補償に関する法案が提出されました。成立にはほど遠い情況でした。

最近安倍晋三首相は軍「慰安婦」について「連行につい

て狭義の強制はなかつたと認識している。」などと国会で答弁しています。確かに関釜裁判の原告たちに関する限り連行は力づくの強制ではなく甘言を用いた欺罔によるものでした。しかし、軍駐屯地や慰安所に監禁して毎日多数の男の相手をさせたり、一〇代前半の少女を軍需工場の寄宿舎に隔離して重労働に従事させる行為は「狭義の強制」そのものです。連行が力づくではなく欺罔であつたために、彼女たちの受けた苦役による苦痛が軽かつたとも一概には言えません。むしろ、だまされて来てしまつたため、戦後数十年間自分を責めたり、親日派だったという非難にも耐えて生きてこなければならなかつたという側面もあります。

あえて連行の場面とその後の苦役の場面を切り離し、強制を狭義と広義に分類し、連行が「狭義の強制」ではなかったことを強調するのは首相を含め戦後賠償に反対する人たちに共通する論理のようです。私はこのような主張をする人たちの卑劣さに暗澹たる思いがします。それならば、例えば連行が「狭義の強制」であつたことを争うべくもい中国人強制連行について、あなたたちは被害者への謝罪や賠償のために小指一本動かしたことがあるのかと聞いたいと思います。

裁判後の原告たち

関釜裁判で国の賠償責任を認めさせることはできません

でしたが、現在でも梁錦德さんは名古屋高裁で、柳■さん、朴■さん、朴■さんは富山地裁で企業の責任を追及して闘っています。しかし勤労挺身隊原告のうち、提訴当時から体調がすぐれず一回も来日できなかつた鄭■さんは二〇〇一年八月一八日に亡くなりました。

さらに高齢の軍「慰安婦」原告のうち河順女さんは控訴審の途中の二〇〇〇年五月五日に亡くなりました。一番判決のときには三〇〇万円という賠償額を聞いて激怒し、すでに法廷から退出していた裁判官の代わりに私の胸を思い切り突き飛ばした元気一杯の朴頭理さんも二〇〇六年二月一九日に亡くなつてしましました。

言い逃れを続けながら被害者がいなくなるのを待つのが日本政府の戦後責任に関する戦略だとすれば、戦後六〇年を過ぎた今、それは成功しつつあるように見えます。

しかし、ソウルで今も毎週水曜日に行われている挺身隊問題対策協議会主催のデモの参加者の中心は、高校生、大学生です。被害者がいなくなつても、日本政府がついに謝罪も賠償もしなかつたという事実は次の世代に記憶され続けていきます。彼らは決して日本を「美しい国」だと思つことはないはずです。

(やまもと・せいた 福岡県弁護士会所属弁護士。関釜裁判のほか、浮島丸訴訟、光州千人訴訟などの戦後責任訴訟を担当した)